# 

平 成 15年12月 議 会活性化検討会

は	ľ	, (	め	に													 	 	1
検	討	会	σ.	)	舌 重	助為	経 追	ļ								. – – –	 	 	2
提				言		-											 	 	4
1 基	本	的	方	向	-												 	 	4
2	体	的	な	提言	⋚	-											 	 	4
(1)	政	策	提	言能	能力	J の	強化	,									 	 	4
		議	員	ات ہ	よる	政	策条	例	の	提到	案								
		議	会	事系	务局	の	強化	,											
		議	会	棟(	DΙ	Т	化推	進											
		政	務	調了	查費	制	度の	見	直	U									
		県	外	調了	重の	充	実												
(2)	行	政	監	視机	幾能	きの	強化	,	-								 	 	7
		本	会	議貿	复問	<b>1</b>	の-	- 問	_	答り	方式	<del>້</del>	導	入					
		対	面	式测	寅壇	∄の	採用												
		議	員	調了	查活	動	に対	す	る	サぇ	ポ <b>ー</b>	٠ ٢	体	制(	の強	飳化			
		予	算	特別	引委	員	会の	設	置										
(3)	住	民	ع	₹ځ	きに	゠゙゙゙あ	る譲	会	の	実된	見						 	 	9
, ,		会	議	録(	ひ公	開													
		本	会	議(	カ中	継													
		正	副	議長	₹ Ø	)選	出方	法	の	見』	直 し	,							
								, - ,											
お	七	)	IJ	に		-											 	 	11
検	討	会	委		<b>3</b>	3 3	簣										 	 	12

## はじめに

我が国の地方自治制度は、住民が議員と地方自治体の長の両者を直接選挙する二元代表制を採用しており、地方議会は、長と対等な機関として、地方自治を担う重要な役割を果たしている。

また、平成12年の地方分権一括法の制定や、現在の「三位一体の改革」の議論など、地方分権の取り組みが着実に進められてきており、地方自治の拡大に伴い、地域発展のために地方議会の果たすべき役割は、従来にも増して大きくなってきている。

こうした状況のもと、議会が有する政策提言機能や行政監視機能 の充実強化を目指し、議会活性化に取り組む地方議会が増えてきて いる。

本県議会でも、これまで平成11年に「情報公開・議会活性化等検討会」を、また、平成12年には「地方分権・議会活性化検討会」を設置し、議会の情報公開条例の制定、あるいは決算特別委員会の早期設置等に取り組んできたところであるが、その後の地方分権の進展等を踏まえ、今年5月に議長から更なる議会活性化方策について諮問があり、本検討会において約7か月間にわたり討議を行ってきたところである。

本報告書は、その検討経過と結果について、取りまとめたものである。

# 検討会の活動経過

1 平成15年5月21日(水)

「第1回検討会 臨時会中]

臨時会において本検討会が設置され、委員が選任された。

正副会長互選の結果、会長に渡辺渡委員が、副会長に木村好文委員が選任された。

2 平成15年6月3日(火)

[第2回検討会 閉会中]

委員席を決定した。

年間活動計画を決定した。

検討テーマについて、意見交換を行った。

3 平成15年6月26日(木)

「第3回検討会 定例会中]

具体的な検討テーマと検討日程を決定した。

次の検討テーマについて、意見交換を行った。

- 政策提言能力の強化(立法機能の強化、調査機能の強化)
- 4 平成15年8月5日(火)

「第4回検討会 閉会中]

次の検討テーマについて、意見交換を行った。

・ 県議会の監視機能の強化(本会議の質問方法)

5 平成15年8月19日(火)~20日(水)

[第5回検討会 閉会中]

次の調査事項について、富山県への県外調査を行った。

- ・ 富山県議会における議会活性化の取り組み状況について
- 6 平成15年9月5日(金)

「第6回検討会 閉会中]

次の検討テーマについて、意見交換を行った。

- ・ 県議会の監視機能の強化(委員会の審議方法)
- 7 平成15年10月2日(木)

「第7回検討会 定例会中]

次の検討テーマについて、意見交換を行った。

- ・ 住民とともにある議会の実現
- 8 平成15年11月25日(火)

[第8回検討会 閉会中]

議会活性化の取り組みについて、包括的な意見交換を行った。

9 平成15年12月10日(水)

[第9回検討会 定例会中]

報告書の骨子について意見交換を行うとともに、報告書の採択を行った。

## 提言

## 1 基本的方向

地方議会は、政策の提言、団体意思の決定、執行機関に対する監視等の役割を担っている。また、議会は住民の代表機関であり、住民の意向を踏まえて住民福祉の向上を図り、更に住民に開かれた議会とならなければならない。

こうしたことから、本検討会では、

- (1) 政策提言能力の強化
- (2) 行政監視機能の強化
- (3) 住民とともにある議会の実現
- の3つを、本県議会活性化の基本的方向と位置付け検討を行った。

#### 2 具体的な提言

(1) 政策提言能力の強化

議員による政策条例の提案

県議会では、これまでも本会議や委員会での質疑、あるいは 意見書や陳情書の採択、予算化要望等を通じ、議会の意思を執 行部に伝え、執行部による施策の策定や実施に議会の意思を反 映させてきている。

しかし、近年、他県においては、議員による政策条例の提案など、より直接的な形で議会が政策提言を行う取り組みも増えてきている。

このため、本県議会としても、今後必要に応じ、政策条例の 提案にも積極的に取り組んでいくことが適当である。

ただし、従来からの意見書や陳情書の採択等も、議会から執行部への政策提言の有効な手段であることから、今後とも、その有効な活用を図っていくべきである。

なお、政策条例案の作成に当たっては、県民の意向把握に努めるべきであり、また、政策提案について議会と執行部は対立

する関係にはなく、住民の福祉向上のために協調し合う関係に あることから、両者の間での情報交換や討議などを活発に行い、 作業を進めていくことが適当である。

#### 議会事務局の強化

今後、議員による政策条例の提案等に取り組んでいくためには、議員自らが情報収集に努めること、あるいは会派の勉強会を活発化させることなどが大切であることはもちろんであるが、関係資料の調査や法令審査事務等において、議会事務局のサポートも不可欠となってくる。このため、他県の議会事務局の中には、既に法令審査担当等を配置したところがある。

しかし、現在の本県議会事務局は、事務職員数が他県と比較 して少ないことなどもあり、こうしたサポート機能が十分とは 言えない。このため、今後、職員の増員を含め、政策法令担当 の設置等、議会事務局の機能強化を図るべきである。

#### 議会棟のIT化推進

パーソナル・コンピュータ(パソコン)を利用しての情報処理と通信は各分野において浸透してきており、議員の調査活動を強化するうえでも、その利用が不可欠となってきている。このため、議会棟においてもパソコンの利用環境を整備する必要がある。

しかし、現在の議会棟では、議員がインターネットにより情報収集しようとしても、そのために利用できるパソコンは図書室に設置されたパソコンに限られるなど、現在の議会棟のIT化は十分とは言えない状況にある。

このため、議会棟のIT化を更に進めることが必要であり、 特に、現在進められている新議会棟の建設に当たっては、各会 派室から議員がインターネットを利用できるようにするなど、 IT化の視点も十分取り入れるべきである。 政務調査費制度の見直し

現在の政務調査費制度は、平成13年に始まってから3年近く経過するが、そのあり方を見直すべきではないかとの意見がある。

このため、勉強会を設置し、証拠書類の取扱い、交付先、使途基準等について調査検討を行ったが、制度改正に向けての具体的な結論を得るまでには至らなかった。

今後は、会派や議員による政務調査活動の実態や制度の改正に向けての各議員の考え方を十分に踏まえつつ、政務調査費の透明性の向上を図り県民への説明責任を果たすとともに、その効果的な活用を図るため、引き続き収支報告書への証拠書類等の添付、政務調査費の交付先、使途基準等について見直しを検討することが適当である。

このため、検討組織を新たに設置し、平成16年度中に成案が得られるよう努めるべきである。

#### 県外調査の充実

各委員会では年1回県外調査を実施しているが、県外調査は、 議員が他県の先進事例等を直接調査できる貴重な機会となって いる。

現在、県外調査は、議会内の申し合わせにより、全て1泊2日で実施しているが、調査先や調査内容によっては、この日数では不十分な場合がある。

このため、議員の調査活動の一層の充実を図るため、県外調査は、状況に応じた必要日数で実施すべきである。

## (2) 行政監視機能の強化

本会議質問への一問一答方式の導入

全議員出席のもとに質問議員が直接、知事等に質問する本会議質問は、議会活動の中核であり、その審議の充実を図ることは重要である。

現在の本会議質問は、国会や多くの地方議会と同様に、「一括質問・一括答弁方式」で行っている。しかし、この方式については、傍聴者が聞いていて質疑のやり取りが分かりづらい、あるいは、質問と答弁のやり取りに緊張感を欠く面があるとの意見もある。

こうしたことから、本会議質問に「一問一答方式」を導入している県があり、県内にも、この方式を導入する市町が出てきている。

「一問一答方式」は、質問項目ごとに執行部から答弁を受けることとなるため、聞いていて分かりやすく、充実した質疑の 実現にも役立つものと思われる。

このため、本県議会でも、来年 6 月議会から本会議質問に選択制で「一問一答方式」を導入することが適当である。

また、本会議質問での質疑回数は、現在、栃木県議会会議規則で、同一議題について3回までとしているが、質疑の一層の充実を図るため、「一問一答方式」の導入に合わせてこの制限を見直し、質問回数の制限は無くすことが適当である。

なお、この場合は、議事進行の管理上、質問と答弁を合わせ た質問者1人当たりの持ち時間を設定し、当該時間内で質疑を 行うようにする必要があると思われる。

## 対面式演壇の採用

現在の本会議場は、質問議員が議長席の前の演壇から議員席に向かって質問をする形となっている。

しかし、本会議場を真に議論の場とするためには、質問議員

は、答弁を求める執行部と向き合う形で質問する方が適当である。また、今後、本会議質問に「一問一答方式」を導入した場合、現在の演壇のままでは、質問議員は質問するたびに演壇まで移動する不都合が生じる。

このため、「一問一答方式」の導入に合わせ、質問議員が執行部席に向き合い質問する「対面式演壇」を採用することが適当である。

## 議員調査活動に対するサポート体制の強化

議員が本会議質問の原稿を作成する際、現在は、議会事務局の職員が少ないことなどの事情もあり、議員が執行部職員と直接やり取りをし、関係資料を収集することもある。

しかし、このことが、緊張感ある本会議質問を実現するうえ で妨げとなる可能性もある。

このため、質問関係資料の収集をはじめ、議員調査活動に対する議会事務局のサポートが十分になされるよう、その体制を強化すべきである。

#### 予算特別委員会の設置

予算審査は、現在、その内容により関係する常任委員会に分割付託されている。

しかし、分割審査では、複数の部局にまたがる予算案については十分な審査が出来ない恐れがあるなどの問題点もある。

このため、予算審査の充実を図るために予算特別委員会を設置している県も多く、本県議会においても、予算特別委員会の 設置は、意義のあることと思われる。

ただし、予算特別委員会の運営方法は、県により様々であり、 審議対象事項や年間開催回数等について、いくつかの選択肢が 考えられる。

また、予算特別委員会を設置した場合には、当委員会と常任

委員会、あるいは「一問一答方式」が導入された後の本会議質 問との役割分担を調整する必要が出てくる。

更に、予算特別委員会は、委員や出席する執行部職員の数が 他の委員会よりもかなり多くなるものと思われるが、現在の議 会棟で、これに対応できる会議室はない状況にある。

このため、予算特別委員会については、まず、本会議質問に「一問一答方式」を導入したうえで、その実際の運営状況等を 見ながら具体的な設置方法を検討していくことが適当である。

#### (3) 住民とともにある議会の実現

会議録の公開

「県民に開かれた議会」を実現するためには、本会議や委員会における質疑の内容を県民に公開していくことが重要である。

このため、今年度、本会議の会議録検索システムを県議会のホームページに載せることとしているが、委員会の会議録検索システムも早期に載せるべきである。

#### 本会議の中継

議会の様子を正しく、かつ分かりやすく県民に伝えるため、 映像により情報を提供することも大切である。

現在、本会議質問の様子は、「一問一答方式」に編集した上で、そのダイジェストを数週間後にテレビ放送している。しかし、本会議の様子は、リアルタイムで、そのまま伝えられることが望ましい。

このため、本会議質問については、「一問一答方式」の導入時期に合わせて、テレビとインターネットによる生中継を実施すべきである。また、県民が本会議質問の様子をいつでも見ることが出来るよう、インターネットによる本会議質問の録画放送も生中継と合わせて実施すべきである。

正副議長の選出方法の見直し

正副議長の選出は、地方自治法の規定に従い、本会議においける議員による選挙の方法で行っている。

しかし、正副議長の選出方法については、県民からみて、どのような経過で決まったのかを分かりやすくするため、本会議での選挙に先立ち、立候補制を採用している県もある。

本県議会でも、県民に分かりやすい県議会を目指す一環として、立候補制の採用等、正副議長の選出方法についても検討すべきものと思われる。

#### おわりに

地方分権の時代は地域間競争の時代の到来とも言われ、各自治体は、それぞれの創意工夫で地域の発展を図ることが求められてきている。

幸い本県は、首都圏に位置し、また、自然にも恵まれるなど、更に豊かで暮らしやすい地域へと発展する条件を備えている。

しかし、その可能性を現実のものとするためには、県民と議会、 行政の3者が互いに協力するとともに、それぞれが本来の役割を果 たしていくことが必要である。

こうしたことから、県議会の一層の活性化が、本県の今後の発展 にも寄与するものと考えているが、限られた回数での検討会であり、 今回、十分議論を尽くせなかった活性化項目もある。

こうした項目を含め、議会のあり方については、今後とも、折に 触れ、議会内で検討する機会を設けていくことが必要と考えている。

議会活性化のためには、議員一人一人がその自覚を持って活動すべきことは当然のこととして、更に本報告書で提言した各項目についても、執行部等との調整の上、着実に実施に移されることを希望している。

# 検討会委員名簿

会 長 渡 辺 渡

副会長 木村好文

委員 大豆生田 実

委員 佐藤 栄

委員 小高猛男

委員 青木克明

委員 神谷幸伸

委員 三森文徳

委員 佐藤 信

委員 広瀬寿雄

委員 増 渕 賢 一

委員 岩崎 実